



平成 26 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 KADOKAWA・DWANGO
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 辰男
(コード番号：9468 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 松原 真樹
(TEL. 03-3549-6370)

子会社が保有する当社株式の取得および自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

当社の完全子会社である株式会社 KADOKAWA (以下、KADOKAWA といいます。) は、本日開催した臨時株主総会において、保有する当社株式を、当社に対して現物配当することを決議いたしました。それを受けて当社は、本日開催した臨時取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社株式の取得について

① 経緯

平成 26 年 10 月 1 日付の株式移転による当社設立に伴い、KADOKAWA が保有していた株式会社ドワンゴ (以下「ドワンゴ」といいます。) の株式 4,992,600 株に対して当社株式 4,992,600 株、ドワンゴが保有していた KADOKAWA 株式 730,000 株に対して当社株式 852,640 株がそれぞれ割当て交付されました。

このたび、KADOKAWA は、本日開催した臨時株主総会において、KADOKAWA が保有する当社株式の全部を、平成 26 年 11 月 13 日をもって当社へ現物配当することを決議いたしました。これに伴い、当社は同日付で 4,992,600 株の自己株式を取得いたします。

なお、これは会社法 163 条の規定により読み替えて適用する 156 条第 1 項の規定による自己株式の取得ではございません。

② 当社株式の取得が生じる日

平成 26 年 11 月 13 日

③ 現物配当を行う当社の子会社の概要

名 称 株式会社 KADOKAWA

所在地 東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号

④ 現物配当による議決権比率への影響

当社の完全子会社である KADOKAWA の保有する当社株式については、会社法第 308 条の規定により、自己株式と同様に議決権が認められないため、当社が本件により自己株式を取得した後も、他の株主の議決権比率には一切影響ございません。

2. 自己株式消却について

① 経緯

上記 1 で取得した自己株式を、本日開催した当社臨時取締役会において、全株消却することを決議いたしました。

② 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式

(2) 消却する株式の数 : 4,992,600 株

(消却前の発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 6.63%)

(3) 消却予定日 : 平成 26 年 11 月 28 日

(ご参考) 当社の発行済株式総数及び保有する自己株式 (平成 26 年 10 月 31 日現在)

発行済株式総数 75,300,275 株 (自己株式を含む)

自己株式 16,651 株

以 上